

◆何かと異動の多いこの時期、国保の届出も忘れずに！

加入・脱退の届出は、市役所健康推進課もしくは各支所で14日以内に行いましょう。

●国保の加入・脱退Q & A



Q 1 職場を退職して健康保険を脱退したときはどうしたらよいのでしょうか？



A 1 ①働いている家族の健康保険に加入する。
②自分の健康保険を任意継続する。
③国保に加入する。
などがあります。

〔③国保に加入する場合、届出に必要なもの〕

職場を退職したことが証明できるもの（退職証明書、離職票など）、印鑑、厚生年金・共済年金受給者は年金証書、届出に來られた方本人の証明ができるもの（運転免許証等）



Q 2 国保を脱退するとき、手続きは必要？



A 2 必要になります。現在、国保に加入している人が、
①他市町村へ転出したとき
②職場の健康保険などに加入したとき
③家族の健康保険の扶養に認められたとき

以上の場合には、翌日より国民健康保険の資格はなくなります。

〔届出に必要なもの〕

職場の保険証または就職の証明書、印鑑、届出に來られた方の証明ができるもの（運転免許証等）

Q 3 国保を脱退する届出が遅れるとどうなるの？



A 3 国保の資格がなくなっているのに届出が遅れると、保険証が手もとにあるため、うっかりそれを使って診療を受けてしまう場合があります。このようなときは、国保で負担した医療費はあとで返していただくことになります。

特に職場の保険に加入したときは、国保脱退の手続きをしないと国保税は課税されたままとなりますので必ず国保脱退の手続きをしてください。

※本人および世帯主以外の方が手続きを行う場合には、事前に健康推進課へご連絡ください。

◆あなたは家族の扶養になれますか？



・次に該当する人は国保以外の保険に加入している家族の人の被扶養者になれるかもしれません!!

- ①健康保険加入者の三親等以内の親族
 - ②年収が、60歳未満なら130万円未満、60歳以上なら180万円未満であるとき
 - ①、②の条件に合うと思えば、面倒がらずに勤務先の保険担当者に相談しましょう。
- 国保と異なり、被扶養者が何人になっても基本的に保険料は変わりません。

《保険税は期限内に納めましょう》

特別の事情がないにも関わらず保険税を滞納していると段階的に次のような措置がとられます。

どうしても納付が困難な場合には早めに国保担当窓口にご相談ください。

- ①督促状・催告状が出されます。本来なら払わなくてよい督促料・延滞金などを徴収されます。
- ②有効期間の短い「短期被保険者証」が交付されます。余計な手間が増えます。
- ③保険証を返していただき、代わりに「資格証明書」が交付されます。
資格証明書は、被保険者を証明するためのものですので、医療機関等の窓口ではいったん全額自己負担となります。後から申請により保険給付の7割分をお返しします。これも、余分な手間がかかることになります。
- ④保険給付の全部または一部が差し止められ、滞納分が差し引かれるようになります。



《高齢受給者証について》

国保に加入されている方でこれから70歳になられる方は、誕生日の翌月から医療機関でご使用いただくように自己負担割合を記載した**国民健康保険高齢受給者証**を郵送しますので、**国民健康保険証とともに医療機関等の窓口で必ずご提示ください**。現在70歳以上で、高齢受給者証または老人保健医療受給者証をお持ちの方は、引き続きお持ちの証を医療機関の窓口で必ずご提示ください。



《事故の場合も届出を！》

交通事故など第三者の行為によってケガをしたとき、国民健康保険証または老人保健医療受給者証で治療を受けようとする場合は、市役所国民健康保険担当・老人保健担当まで届出をしてください。

事故等はすぐに警察へ届出ましょう。(示談は慎重に！国保で治療が受けられなくなることがあります。)



《退職者医療制度について》

◎退職者医療制度では、職場の健康保険などからの拠出金も財源のひとつとなっています。届出が遅れると、拠出金が負担する分まで国保の負担になってしまいます。みなさんに負担していただく国保税の軽減にもつながりますので、対象となったら必ず届出をしてください。

●対象となる条件は…

- ・国保の加入（希望）者であり、老人保健法の適用外であること。
- ・厚生年金、共済年金等の老齢、退職年金の受給資格者で、年金制度の被保険者加入期間が通算で、20年以上もしくは40歳以降に10年以上あること。

●手続きは…

- ・国保の保険証もしくは従前に加入していた健康保険等の資格喪失日の確認できる書類および加入したい方の各人の年金証書、印鑑を持参のうえ届出をしてください。（※例：奥様も勤めた経歴があり、年金受給資格があつて制度に該当すると思われるときは、奥様の年金証書も必要です）

国保被保険者のための制度

◆高額医療費・出産資金貸付金制度

- ・高額医療費貸付制度…医療機関にかかり高額な支払いを要するとき、国保の高額療養費の支給が見込まれる額の8割を貸付けます。（上限100万円）
- ・出産費資金貸付制度…妊娠4か月以降の加入者がいるとき、申請により出産予定日の1か月前の日から、24万円を限度に資金を貸付けます。

◆人間ドック・脳ドック助成制度

- ・人間ドックは指定医療機関（岡谷病院・塩嶺病院・湖畔病院・祐愛病院）に予約後、印鑑・保険証を持って受検日まで（概ね1週間前）に助成申請にお越しくください。日帰り15,000円、1泊30,000円の助成券を発行します。
- ・脳ドックは岡谷病院（オプション）、湖畔病院（簡易・一般・特別コース）に予約後、印鑑・保険証を持って受検日まで（概ね1週間前）に助成申請にお越しくください。コースに応じ、10,000円～30,000円が助成される助成券を発行します。

※上記の制度には条件がありますので、詳しくは担当までお問い合わせください。

問合せ 健康推進課 国保医療担当（内線1186）